



Title	被害者関係の視点による公正の心理学の試み（1）：実証的研究を通して
Author(s)	山田, 裕子; Yamada, Hiroko
Description	論説
Citation	北大法学論集, 57(2), 456[29]-409[76]
Issue Date	2006-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/14542
Type	departmental bulletin paper
File Information	57(2)_456-409.pdf



被害者関係的視点による 公正の心理学の試み(1)

—— 実証的研究を通して ——

山 田 裕 子

目 次

序章

- 1 問題関心
- 2 公正研究の位置づけ
- 3 課題の構造と方法
- 4 本稿の構成

第1部 研究の背景

第1章 応報的公正

- 1 応報的公正の意義
- 2 応報的公正の主体
- 3 応報的公正動機
- 4 セルフ・エスティームについて
- 5 応報と感情
- 6 応報と責任帰属
- 7 小括

(以上本号)

第2章 分配的公正

第3章 手続的公正

第2部 実証研究

第4章 被害者経験における認知的側面の調査(研究1)

第5章 分配的公正・手続的公正が被害者の応報的公正感とセルフ・エスティームに与える効果に関わる実験(研究2)

終章

序 章

1 問題関心

正義 (justice) ・公正 (fairness)¹が人類の普遍的な問題関心であることは疑い得ない。なぜなら、公正は人々の行動の動機となるからである。人々が個人的なレベルにおいても社会的なレベルにおいても公正さを求めて行動を起こすということは、古今東西を問わず見られることである。そして、法が実現すべきさまざまな価値の中でも、公正さは最も大きなものの1つであり、法の本質に関わる重要な問題である。人々も、法が公正さを実現するものであることを当然のこととして期待するであろう。本稿は、このような「公正」について社会心理学的研究によってその内容と本質を解明し、そうして得られた知見が犯罪被害者の問題に対して持ちうる可能性を論じるものである。そして、犯罪被害者が自分自身と関わりのある刑事司法をめぐる経験において最終的に納得し、満足感を得るために必要な公正さの条件を提示することを目的とする。そのために検証される仮説は、犯罪被害者が最終的な満足を得るには、いくつかの社会心理学的観点による公正感を得られることが必要であり、そのためには犯罪被害者のセルフ・エスティーム²を充足することが重要である、というものである。以上のような目的と仮説は、以下のような認識から設定された。

犯罪被害者問題を課題として取り上げるのは、そこに救済されるべきであるにもかかわらず長年放置または無視されてきた大きな不公正の問題があると考えからである。犯罪被害者は長らく、法律上も実務上も保護の対象からはずされてきた「忘れられた存在」(宮澤, 2000:2)であった。かつては犯罪被害によるダメージから回復するために頼れるのは自

¹ 本稿では「正義」と「公正」を特に区別せずに互換的に捉え、文脈に合わせて用いる。本稿が主に拠ってたつ社会心理学的研究においては、justice と fairness は特に区別されず (Lind & Tyler, 1988:3)、日本語ではいずれも通常、「公正」と訳されている (リンド・タイラー, 1995:3, 270)。

² 自尊心、自尊感情と訳されるが、これらは日常語としても用いられることが多く、その分様々なニュアンスをもつので、本稿では原語のカタカナ表記を用いる。

分自身や身近な人々の協力だけであったと言ってよい。今日では犯罪被害者自身が制度の不備の改善を訴え、互いに支援し合う自助グループを作るなどの活動によって、社会に対して活動するようになってきた。それらの声を反映して2000年には犯罪被害者保護関連二法が成立したが、これはより被害者保護を徹底する観点からは、到達点というよりは出発点であろう。これほどまでに不満の声が高まり、それを支援する人の輪が広がるということは、そこに看過しがたい不公正が存在することを強く示している。彼らが求めているのは何よりも「公正さ」であるのに違いない。

公正さもしくは不公正さの知覚は人々に多大な影響を与える。人々の感情や行動は、公正知覚によって大きく左右されることが明らかにされている。不公正であるとの知覚はしばしば怒りの感情を導く。不公正な経験において人々が述べる最も一般的な反応は怒りの感情であることが、実証研究の結果として報告されている (Clayton, 1992:82)。怒りは、攻撃行動の心理的メカニズムの研究における情動発散説によれば、攻撃行動に結びつく (安藤・大坊・池田, 1995:132-133)。すなわち、不公正さの知覚は反社会的な行動に結びつきやすい。一方、公正さの知覚は向集団的な行動につながる。たとえば、人々は自分たちにとって厳しい政治的決定であっても、権威者が公正な手続を踏んでその決定をしたと知覚した場合、権威者を支持し、その決定に自発的に従うのである (Tyler & Degoey, 1995:488-492)。すなわち、ある状況において人々の態度がどのように決定され、どのような行動が選択されるかということにおいて、公正さについての評価が決定的に重要なのであり、遵法的態度もまた公正さによって決定されるのである。公正さはこのように大きな効果を持つことから、犯罪被害者問題においても、そこで求められる公正さの内容を追究することは重要であるだろう。犯罪被害者問題は、最初に絶対的な、しかも多くの場合回復不可能な不公正が存在し、しかも不本意な刑事裁判の結果であってもそれを甘受しなければならないことが多い。それでもなお犯罪被害者問題において社会心理学的知見による公正さは有効でありうるのか、追究する必要があるだろう。

公正さの追究の意義は犯罪被害者問題においてのみあるわけではないことは言うまでもない。「すべての法は、人間の行動仮説を基礎にして

おり、それら法の有効性や活用可能性はその行動仮説の正確性に部分的に依存している」(Saks, 1986:279; 菅原, 1998:7) とすれば、公正さの有効性にかんがみて、一般に社会的制度、法的制度を設計するには、公正さに関わる人々の行動予測が必要であり、公正さに十分に配慮することが必要だということになる。

さらに、公正さを追究することには、制度設計に資するよう人々の行動を予測するという以上の重要性があると考えられる。すなわち、人々が知覚する公正さの内容を問うことは、人々が抱く権利に関わる意識、権利そのものの本源性を問うことにつながるのではないかということである³。社会心理学における公正研究の第一人者の1人であるラーナーは、公正を、「ある人の運命と、その人が受ける資格を持つ (entitled) もの——すなわち値するもの (deserved) ——との間に適切な一致があるかないかということについての認識を基礎とする、評価的、感情的要素を伴う判断である」と定義した (Lerner, 1981:12)。適切さの感覚は人々が実際に受けた運命の価値と、人々が受ける資格を持つ運命の価値についての判断から生じる。ある人の運命の望ましさと、その人が資格を持つ運命の望ましさととの間に評価的次元で齟齬があると、不公正の感覚が生じる。それはある人が値するよりも多くを受け取ったかあるいは少なく受け取ったかという判断として見ることができる。ここで言われる、「ある人が値するもの、資格を有するもの」とは権利のことに他ならない。公正さの判断が受領したものと値するものとの符合の適切さの問題であるということは、状況についての公正さの判断は、権利についての判断によって媒介されるということである。すなわち、公正さは権利についての感覚によって規定されるのであり、公正を問うことは、ある人が有する権利はどのようなものか、またどのようにその権利が決まるのか、という権利の本質そのもの、権利の本源性を問う問題につながるのである。ここに、人々が公正を求める理由もあるのではないかと思われる。

人の道徳的発達についての実証的研究から、究極の道徳的発達を遂げた人が求める公正さについての考察を行ったコールバーグ (Kohlberg,

³ 同様の指摘として松村 (1994:297) を参照。

L.) は公正さと人格の尊重とを等価なものと捉えたが (コールバーグ, 1974:87; 松村, 1994:312)、本稿では、法の対象となる人の側に視点を置き、人々がセルフ・エスティームを維持、高揚できることが公正知覚の前提であると仮定し、そのことを実証的に確認することを目的とする。セルフ・エスティームとは、従来、「人格性の絶対的価値すなわち尊厳を自己において認める意識」として、哲学的議論の対象であったものであり (遠藤・井上・蘭, 1992:9)、心理学的には、ジェームズ (James,W.) 以来、「自己評価の感情」とされているものである。本稿は心理学的の方法と知見に依拠して正義・公正についての探究を行うものであるが、後者の心理学的見解ではなく、前者のようにセルフ・エスティームを捉える。公正さの本質や内容の追究においては、価値に関わるものとしての捉え方が重要であると思われるからである。

2 公正研究の位置づけ

公正研究は法学と心理学の学際領域である法心理学の重要な領域と位置づけられる。法心理学の歴史的展開については、新しい学問として、ここ20年ほどの間に発展したと法心理学のテキストには書かれることが多い⁴。

バートルらは、法学と心理学の関係を3つに分類する見方を紹介している (Bartol & Bartol, 2004:2-4)。その第一は法における心理学 (psychology in the law) と表現される関係で、最も一般的な関係である。これは、法システムが、特定の事件の結果に影響を与えるために心理学者とその知識を用いる関係である。たとえば、被告人の精神鑑定や陪審選択に悩む弁護士のコンサルティングなど、主に臨床心理学的知識と技法が使われる。この関係では法の側が優位であり、法の必要な範囲において心理学が利用される。

第二は心理学と法 (psychology and the law) であり、法学と心理学

⁴ Bartol & Bartol (2004:1)、Kagehiro & Laufer (1992: v) などを参照のこと。なお、法学と心理学の接触という観点からは、証言についての心理学的研究という形で19世紀にまで遡る (菅原, 1998:2)。現在の法心理学のフィールドは広く多様でさらに急速に発展している。

の接触の歴史が始まったのはこの関係である。この関係では法学と心理学は対等で、心理学は法のさまざまな構成要素を心理学的見地から分析、検証し、心理学的研究と理論を発展させる独立の学問分野と見られる。入念に計画された実験を行い、それらの実験結果を統合して、法システムに関する心理学的知見を蓄積する。心理学は、人間行動に関する数多くの法的な仮説が実証的に支持されるかどうかを探究することができる。たとえば、陪審決定に影響する要因、目撃証言の一般的な正確性、精神病患者の自己決定能力などの疑問に答え、結果を法の側に伝える。

第三は法の心理学 (psychology of the law) の関係である。この関係では、心理学は行動の規定因としての法に対して、より抽象的にアプローチする。法と社会の相互的な影響関係、法の人間行動のコントロールに対する有効性、法の受容と拒否を決定する要因などがテーマとなる。このタイプの研究は、基礎法学的関心の問題に対して心理学的にアプローチするものだと言えるだろう。公正研究はこのタイプに属する。

正義・公正の問題は周知の通り古代ギリシャの哲学から繰り返し論じられてきており、本稿が主に依拠する社会心理学における公正研究も、規範学か経験科学かという違いはあるが、それらの哲学的議論を意識し、その連続上に心理学的公正研究を位置づけている (Cohen & Greenberg, 1982:1-8; Hegtvedt & Cook, 2000:9)。このことは、社会心理学における公正研究の始まりが、ホーマンズ (Homans, G. C.) が人間の社会的行動の分析にアリストテレスの「分配的公正」の概念を持ち込んで以来とされている (Cohen & Greenberg, 1982: 8; ホーマンズ, 1961:第11章) ことから理解されよう。それ以後、社会心理学は公正の実質的原理についての実証的研究を積み重ね、その公正研究の発展の歴史⁵が、そのまま社会心理学における公正研究の枠組みともなっている。

ホーマンズによる定式化をもとに、1965年にアダムス (Adams, J. S.) が報酬の分配の公正基準の理論化である衡平理論 (equity theory)⁶を提

⁵ Skitka & Crosby (2003:282-283) は公正研究の流れについてのコンパクトな説明である。

⁶ 分配的公正の基準を衡平であるとする。ここにいう衡平は、法学におけるエクイティとは異なる概念である。

唱してから、この衡平理論をめぐって公正研究が本格化した。1960年代から70年代にかけての公正研究の中心は、報酬の公正な分配を中心とした分配的公正であり、衡平理論は投入に対する報酬の比例（衡平）を公正基準と考えるものであった。当時の公正研究は物質的な自己利益の追求者としての人間像を前提としており、衡平理論の研究者は、人々の公正への関心は、長期的あるいは短期的な自己利益を最大化する欲望から生じるものであるとし、人々における社会的相互作用は「交換」という形で概念化されていた。やがて衡平のみが公正さを決める唯一の基準ではないとの主張が生じ、衡平理論はさまざまな修正を施されたが、それでも公正を分配という観点から探究する研究が続いた。分配的公正は、何らかの法的結果を公正であると感じるかどうかが、という形で、法に関わる公正研究の重要な従属変数となっている。

1970年代半ば以降は、手続的公正への関心が分配的公正への関心を上回るようになった。すなわち、分配の「結果」のみが公正判断の問題ではなく、結果にいたる「過程」の重要性が指摘され、そちらへ関心の中心が移行したのである。手続的公正研究の興隆のきっかけは、ティボーとウォーカーの法的紛争解決における手続の公正感の研究であった（Thibaut & Walker, 1975）。ここから社会心理学において法学的関心に基づく公正研究が始まったといえるであろう。手続的公正研究では、人々は、たとえ権威者が不利な決定をしても、公正な手続にしたがっているなら、自分たちの集団に愛着を持ち続け、権威者の決定に満足するということが示された。

1980年代から90年代は、さまざまな場面における手続的公正と分配的公正の相対的重要性の測定が行われる一方、なぜ手続的公正が重要であるのかについての探求が行われるようになり、手続は人々に対して社会的価値についての重要な情報を伝達するがゆえに重要なのだと論じられた。人々は集団において自分が価値ある成員であると感じる必要があり、集団のメンバーシップにプライドを持つ必要がある。多くの研究において、人々は尊重をもって扱われる限り、好ましくない結果でも公正であると判断するということが確認された。すなわち、人間は物質的な自己利益の追求からのみ表現される存在ではない、ということが示されたのである。

社会心理学における公正研究は、当初から、主に人々に報酬や権利など望ましいものを与える場面についての公正を中心に研究されてきた。これに対し、近年の傾向としては、危害が生じた場合や不公正が行われた状況など、望ましくない状況における公正さについての研究が重要性を増してきている。いわゆる応報的公正の問題である。そこでは、人々が不公正に対して認知的に、感情的に、行動的にどのように反応するかということが探究される。中でも特に、かつてはあまり考慮されなかった「感情」が重視されるようになってきている。そのほか、現在の公正研究の目立った特徴としては、アイデンティティの視点から公正を捉える研究が増加してきていることが挙げられる。ここでいうアイデンティティとは、エリクソン (Erickson, E. H.) が理論を展開した自我同一性とは異なり⁷、自分の視点をどの集団、どの地位におくかという、自己の捉え方の枠組み、という意味である。公正研究においてアイデンティティに着目するということは、公正さの知覚において自己をどのように規定しているかという自己概念⁸が重要であるということである。セルフ・エスティームも自己概念として規定される構成概念であるから、この点からも、公正研究においてセルフ・エスティームを探究することには意義があろう。

以上の、分配的公正・手続的公正・応報的公正という分類が、公正の基本的形態であり、公正の心理学の枠組みである。そして、手続的公正の知覚と、実体的公正である分配的公正と応報的公正との関係の探究が必要とされるのである。

3 課題の構造と方法

本稿は犯罪被害を公正研究の具体的問題状況としてとりあげるが、問題の構造を以下のように捉えている。

⁷ エリクソンが展開したアイデンティティは、自我を形成する内容そのものであり、確立されれば不変である。

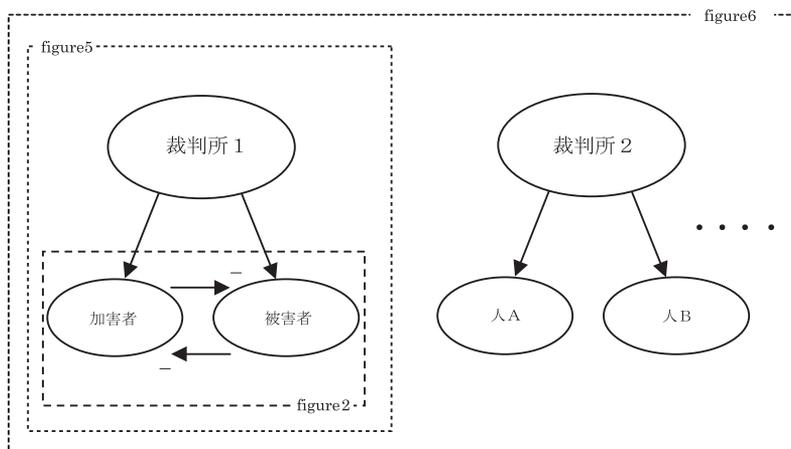
⁸ 自分自身に対して暗黙のうちに抱えているイメージや認識、感情や価値付けなどの総体。その人の意識や行動のあり方に対して大きな影響を持つ (社会心理学小辞典 p.88-89)。

ノルウェーの法社会学者エコフ (Eckhoff, T.) は、人間のほとんどすべての相互作用を「移転」として捉える (Eckhoff, 1974:3)。ある人が他人に何らかの行為をすると、他人はその行為にプラスまたはマイナスの価値を付与する。そういう付与された何らかの価値の移転が人の相互作用であると見るのである。人の相互作用は複数のこうした移転が結びついたもので、その主なタイプは交換と配分である。交換はいわゆるギブ・アンド・テイクで、エコフはこれを4種に分類している (Eckhoff, 1974:3-5)。配分はいわゆる分配状況であり、複雑な形態のものを含め、8種に分類している (Eckhoff, 1974:5-10)。エコフはこのように分類した交換における公正さを「応報的公正」(retributive justice) と呼び (前掲:30)、配分の公正さを「分配的公正」(distributive justice) と呼んだ。この「応報的公正」は二者の関係に限定されるが、国家が被害者に代わって犯罪者を有罪とするような、他者に置き換わる場合をも含む (前掲:32)。どちらの公正さも、基本的な考え方は「平等」である。「応報的公正」においては、何らかの行為により乱されたバランスは回復されなければならない、したがって交換される価値は等価であることを要求される。「分配的公正」においても、基本的な考え方は受領者は平等に扱われるべきであるというものである。

エコフの「応報的公正」はむしろ分配的公正の一形態であると考えられる場合が多い (第2章参照)。また、エコフの「応報的公正」と本稿第1章で述べる応報的公正は同一の概念ではない。エコフの「応報的公正」は交換的公正と呼ぶうるものであり、第1章で述べる応報的公正は、一般的に、ルール違反があった場合の社会の成員の公正感に関わる反応である。しかし、本稿は後述するとおり (第1章)、被害者の視点を重視するために、エコフが命名した二者関係の「応報的公正」を、被害者関係の視点の応報的公正における重要な視点として取り入れることとする。

エコフの図式を適用すれば、本稿の問題の構造は図1のように捉えられる。

figure 2 の関係は、マイナスの価値の交換関係である応報的公正の関係である。犯罪を、抽象化した法益侵害と捉える刑法の構成に対して、こうした加害者-被害者の関係を重視する見方は、近年、修復的司法を



注：figure 2 は Eckhoff (1974:4)、figure 5、figure 6 は同 p. 6 による。

図 1. 問題の構造モデル

めぐる議論の中でも行われている（高橋, 2003:60-62）。一般的に、応報的公正研究は社会にとっての応報的公正がテーマであるが、このような二者の関係として応報的公正を捉えることは、個人の視点を主体とすることとなる。ミクロの公正（個人レベル）とマクロの公正（集団・社会レベル）は、個人の利益とその個人を含む集団の利益が相容れない場合があり、しばしば対立する。しかし本稿は犯罪被害者にとっての公正感を問題とするので、個人の視点からの公正を扱うこととなる。このため、本稿における結論が、マクロの視点から見た場合、必ずしも好ましいとは限らないということが生じる可能性はある。

figure 5 の関係は典型的な分配的公正の関係である。通常、被害者は顕在していないが、行われていることは第三者機関による法益侵害の責任の両者への分配である。ここには、責任判断という実体的判断の結果の分配に加えて、手続き上の権能の分配すなわち手続的公正も含まれると見ることができる。したがって、犯罪被害者問題に関わる公正を理解するには、3つの公正（応報、分配、手続）の統合的關係を追究することが必要であろう。

さらに、ある事件における責任判断は他の同種の事件とのバランスも考慮されるので、figure 6 の分配的公正の関係もある。本稿ではこの関

係を視野に入れた分析は行わないが、加害者のみならず被害者もこうした視点を持ちうるはずであるので、こうした点も加えた分析がより望ましいと考えられる。

本稿は具体的問題状況として犯罪を扱うので応報的公正が中心的テーマとなる。モンタダは、応報的公正研究の経験科学的主題として、応報的公正動機、公正基準、原因帰属・責任帰属、公正判断と感情との関わり、公正の効果という5点を挙げている (Montada, 2002:43)。本稿では、手続的公正、分配的公正、応報的公正、セルフ・エスティームの関係を追究するとともに、これら5点の応報的公正問題を含めて実証研究を行う。具体的には、犯罪被害者における応報的公正の実現の過程の分析モデルを図2のように考え、このモデルにしたがって調査を行っていくこととする。

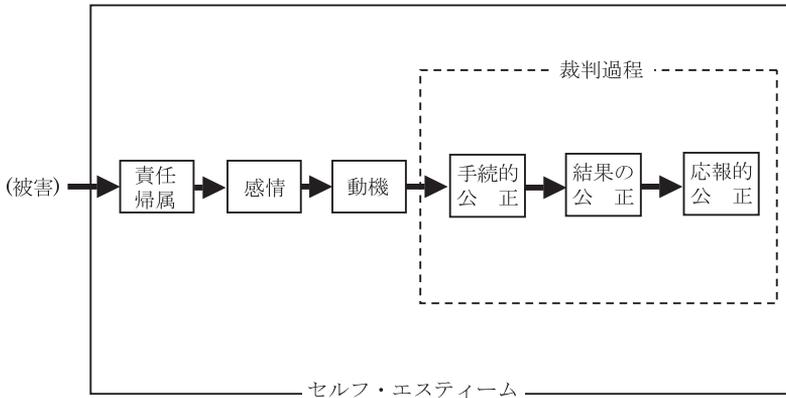


図2. 応報的公正実現過程の分析モデル

なお、この問題設定は、前節で述べた公正研究の現況を踏まえたものともなっている。すなわち、不公正な場面における公正を扱う問題であり、感情を重視する近年の研究の流れにも沿ったものとなる。犯罪の被害者の視点に立った研究を行うとき、被害者感情を考慮に入れることは不可欠である。これは単に被害者感情に対して配慮を要するという意味からだけでなく、公正判断の前提となる責任判断において、感情が重要な働きをすることが示唆されているからである (山田, 2000;2001)。

また、セルフ・エスティームをキー概念として、公正知覚と自己概念との関係を探究するものともなるはずである。

本稿は応報的公正の主体を被害者とする点が大きな特徴となろう。刑罰理論は対象を犯罪行為者と社会一般の人々と想定しており、社会一般の人々から被害者を区別する視点がない。しかし、被害者学的に考えれば、主体として一度被害者を独立に考えることが必要ではないだろうか。

なお、本稿は社会心理学上の知見と方法を用いるので、研究対象とする公正は公正の知覚すなわち主観的公正である。ある規範的基準とどれほど一致しているかという点で測定されうる客観的公正は本稿では扱わない。本稿は、紛争の被害者側当事者の、紛争解決結果、刑事裁判の結果の受容や満足度の促進という、公正の主観的効果を問題関心としている。したがって、本稿では「公正とはいかにあるべきか」を論じるのではなく、人はある状況においてどのように公正を捉えるか、ということの問題にする。このため、客観的に見れば必ずしも公正とはいえないと思われる場合にも、人々の知覚としては公正であると判断される場合もあることになる(Lind & Tyler, 1988:4)。前述の通り、人の思考、感情、行動は公正・不公正に関する判断によって大きな影響を受けるのであり(Tyler, Boeckmann, Smith & Huo, 1997:4)、そうした判断は主観的に構成された現実の認識をもとに形成されるのであるから、主観的公正を追究することこそが重要なのである。

4 本稿の構成

本稿は大きく2部から構成される。

第2部において、上記3節において述べた課題の実証研究を行う。したがって、第1部は本稿第2部の実証研究の背景を理解するために本稿にとって重要な公正研究およびセルフ・エスティーム研究の知見をまとめ、理論的枠組みを提示するとともに、第2部の実証研究において用いられる諸変数を説明する。その際、公正研究の歴史的展開とは異なる順で論を進める。本稿は犯罪被害者を主体とした公正とセルフ・エスティームの関係を中心的テーマとした公正研究であるので、まずテーマと深い関わりのある応報的公正について述べ(第1章)、その後分配的公正(第2章)、手続的公正(第3章)の順に述べることにする。セルフ・

エスティームについては、第1章の応報的公正と併せて概観する。

第2部では、第1部でまとめた理論的枠組みを用いて、本稿の課題である紛争の被害者側当事者における公正とセルフ・エスティームの関係を探索する実証研究を行う。第4章では紛争の被害者側を対象とした応報的公正に関する全般的な調査を行う。第5章では、第4章の調査で得られた知見をもとに、さらに問題点を絞り、要因を操作した実験計画法に基づく実験を行う。終章では、2つの実証研究から得られた知見をまとめ、そこから得られる示唆、さらなる課題について述べる。

第1部 研究の背景

第1章 応報的公正

1 応報的公正の意義

社会心理学における応報的公正研究は、ルール違反があった場合の人々の心理的、行動的反応についての研究である。応報的公正が問題となる場面は必ずしも法的場面に限られるものではなく、日常の様々な場面も対象となりうる。したがって、ここでいうルールとは、慣習、規範、法など人間の社会生活を規律している様々なレベルの決まりごとを総称している。タイラーらは社会心理学における公正研究の包括的な概説書において、応報的公正研究は、ルール違反に対して何らかの制裁反応が必要であると人々が感じるのはどんな時か、その時、どんな制裁反応のタイプが適切で、どの程度厳しいものであるべきと考えるか、という人々の懲罰反応を扱うだけではなく、さらに懲罰を通じた違反者の矯正や違反によって弱体化された社会的秩序の回復までも含むとしている (Tyler et al., 1997:104)。つまり、応報的公正研究はルール違反をめぐる人々の反応を幅広く扱うものである。したがって、ここでいう応報的公正とは、修復的司法の議論における、修復的司法と対置された意味での応報的司法とは異なる概念である。また、応報的公正とは、単に刑法の刑罰理論における「応報刑論」を心理学的に表現したものでもない。応報刑論は、刑罰の本質は応報であり、応報とはすなわち自由意思に基づいて行われた行為とそれによって引き起こされた結果に応じた刑罰を「当然の報い」として与えることであり、刑罰はこのようにあるべきだ

という主張であるが、応報的公正はこうした狭い意味にとどまるものではない⁹。

「応報」という言葉が持つ野蛮な語感、とりわけ修復的司法の議論が興隆し始めている近年では好ましくない印象を与えるかもしれない¹⁰。これは、応報は未開の社会秩序の基本原則とされており（ケルゼン、1975:164）、このような原始的なイメージのために、応報という語から復讐という容認しがたい行為が連想されてしまうためではないかと思われる。しかし、応報は人間の社会生活に関係する、もっとも古くから存在する基本的な広く見られる公正反応である（Vidmar, 2000:31）。序章で概観したとおり、社会心理学においては分配的公正研究が早くから興隆し多くの研究が蓄積されたが、ホーガンとエムラーは応報的公正と分配的公正とを比較して、社会においてルール違反が正しく罰されることに対する人々の期待が顕著であること、たいいていの社会がルール違反を扱うメカニズムを有していること、ルール違反に対する正義の実行としては被害者への補償よりも違反者を罰する方を重視することなどの理由を挙げて、応報的公正がより根源的で普遍的な正義の問題であると主張している（Hogan & Emler, 1981:131）。

悪事に対する返報・報復としての応報を復讐という狭い意味で理解してはならない。応報刑の考え方を、復讐心に基礎を置くものであり、古くて野蛮なものであり容認できないとする言説があるが¹¹、そこには応報と復讐の混同があるのではないかと思われる。この二つの概念は区別されなければならない。

エコフは、復讐と罰の違いとして、復讐は個人的な性格を持つとし、罰も同様に返報の考えに基礎を置くものではあるが、個人的な性格は持たないと考える。さらに、罰は客観的視点から正しくないものに対する反応であるという印象を、復讐よりも与えると述べる（Eckhoff, 1974:149）。

⁹ すなわち、経験的事実として、人々が懲罰反応において目的刑論的思考をするということも応報的公正の議論に含まれる（Vidmar & Miller, 1980:571）。

¹⁰ 宮澤（2000:37-39）、瀬川（2000:89）、高橋（2000:257-258）などを参照。

¹¹ 一例として、西村（1956:12-13）。

ノージック (Nozick, R.) は応報刑を基礎づける文脈において、エコフと同様の内容を含みつつ、さらに応報と復讐の区別の考察を進めて、以下の5点にまとめている (ノージック, 1997:107-111)。

- (1) 応報は不正に対してなされるが、復讐は侮辱や危害や軽視に対してなされるので、不正である必要はないこと。
- (2) 応報は懲罰の量に内的な制限を設定しており、それは不正の重大さによって決まるが、復讐は内的な制限を設定する必要はないこと。
- (3) 復讐は個人的なものだが、応報の主体は応報の対象である不正の被害者と特殊なあるいは個人的なつながりを持っている必要はないこと。
- (4) 復讐は相手が苦しむことを喜ぶという特有の感情的な調子を含むが、応報は感情的な調子を含む必要がないか、あるいは正義が行われることを喜ぶという別の感情的調子を含むこと。
- (5) 復讐には一般性は必要ないが、応報を科すには、他の同様の状況にも罰が要求されるかという一般的原理に一致することが必要であること。

すなわち、応報と復讐を区別する条件として、簡潔に言い直せば、原行為の違法性、罰の比例性、非個人性、非感情性、一般性という5条件を提示し、この5条件を満たす報復を公正な報復として「応報」とし、満たさない報復を不公正な報復すなわち「復讐」とする考えを示したのである。このような応報的公正の実現を目指す中で被害者支援は考えられるべきである。他方、犯罪被害者からの厳罰要求を復讐心の発露と捉えるものもある。被害者の内心において復讐心がまったく存在しないわけではないであろうが、被害者が要求しているのは単なる厳罰ではなく、正当な処罰であろう。上記の条件を満たす応報が適切になされれば、犯罪被害者の苦しみや悲しみはいまだ癒えないかもしれないが、事件の結末の受容を促進することができるのではないだろうか。

以下、ノージックによる上記の有用な5条件に沿って応報的公正の内容について論じていくが、(2)罰の比例性と(5)一般性については、内容の都合上、次章の分配的公正において論じる。(1)原行為の違法性については本章第3節で、(3)非個人性については応報的公正の主体の問題として次節で、(4)非感情性については本章第4節で論じる。そこにおいては、

この5条件の、応報と復讐との概念の区別をする条件としてその妥当性を納得しつつも、さらに本稿なりの疑義と考え方が示される。

2 応報的公正の主体

応報的公正が問題となるきっかけはルール違反である。ルールとは、心理学的レベルで見れば、社会において人間行動を円滑にするために成員が従うべきとりきめである。すなわち、ルールは集団を維持存続させるために生成されるものである。したがって、ルール違反は第一義的に社会に対する罪であるから、応報的公正は社会や集団の問題として論じられる。このようにルール違反(犯罪)の意味を社会的側面から捉えたのがデュルケームである。

デュルケーム(1971:72-86)は社会的連帯の強さと刑罰法規との関係を論じることで、応報的公正の淵源が集団の凝集性にあることを示した。デュルケームによれば、ある行為が犯罪と呼ばれるのは、その行為が人々の共有する集合感情を傷つけるがゆえである。人々の集合感情を傷つけるものではなくても設定される犯罪があることをデュルケームは認めるが、それは統治権力が作り出す犯罪である。統治権力とは人々の共同意識の象徴であるから、犯罪は重大な利害の侵犯であるにとどまらず、統治権力という超越的権威に対する冒瀆となる。したがって、人々が共有する価値を傷つける行為が犯罪だということになる。例えば誰かが傷つけられた場合、誰かが傷つけられたこと自体のみならず、あるいはそれ以上に、人を傷つけてはならないというルールが違反されたことが問題となる。ルールを守ることは集団の道徳的秩序を維持することであり、道徳的秩序の維持は集団の存続にとって不可欠である。すなわち、集団を主体とする応報的公正ではルール違反は集団の存続に脅威を与えるがゆえに重大なのである。

一方、ハイダー(Heider, F.)は危害とそれに対する報復を二者関係の問題として主に捉え、人間の心理に根ざしたミクロな視点で、加害者の力と地位の含蓄から加害行為を考察した。すなわち、犯罪を二者間の交換関係の一形態として捉えたのであるが、その考察は単に二者間の問題に終わらせず、社会の被害者に対する共感と道徳的要請としての報復反応について述べており、社会的道徳とのつながりを意識した議論になっている

(ハイダー, 1978:332-346)。

応報的公正研究の多くは社会を主体として捉えてきた。しかし、社会とは、被害者を含む存在であると同時に、被害者と対立しうる存在でもある。集団主義、あるいは多数決原理によって少数の個人の意見や感情は無視されることがたびたびあることがこのことを示している。実際、被害者側の応報的公正感と社会の公正感が必ずしも一致しないことはこれまでの研究でも示されている¹²。したがって、応報的公正においては、その主体が被害者あるいはそれに代わる者であるか、第三者たる社会の人々であるかを明確に区別する必要がある。この違いが、被害者問題の応報的公正の様々な側面に表れていると考えられるからである。しかしこの二者の対比を特に強調する研究は見あたらない。そこで、犯罪被害者問題をテーマとする本稿では、応報的公正の主要な主体として個人に注目する。応報的公正を被害者個人の問題ではなく社会の問題として捉えてきたことが、法的手続における被害者に対する視点の欠如につながっていると考えるからである¹³。

3 応報的公正動機

動機とは行動を起こそうとする原動力である。そして、公正さへの希求は人々の動機となる。したがって、応報的場面において人々が抱く応報的公正動機の性質を知ることが、人々の刑罰に対する期待を知り、満足な結果を得るために不可欠なことである。しかしここで、応報的公正の主体を誰と想定するかによって、応報的公正動機の性質も異なる可能性が考えられる。

社会の成員一般を主体として捉えた応報的公正動機についてはすでにいくつか研究がある(例えば Tyler & Boeckmann, 1997; Vidmar, 1974)。しかしそれがそのまま被害者個人にもあてはまるとは限らない。被害者個人が抱く応報的公正動機の内容を知るために、本稿ではまず被害とい

¹² 交通事故の被害者側当事者と第三者とを対比して、事故の責任判断等の違いを実験によって実証した研究例として、山田(2000;2001)がある。

¹³ このような、犯罪被害者個人と社会との関係についての考察の必要性を説いたものとして、松村(2004:74-75)参照。

うものがどういう意味を持つかという問題から考える。

3-1 被害の意味——デロゲーション

序章で見たエコフの図式 (figure 2) によれば、加害者と被害者の関係は相互性すなわち等価な負の価値の交換関係である。殴られた人は自分が殴られたのと同じ強さで殴り返せば、一見したところ応報的公正が実現したといえるはずである。しかし、殴られた人はただ殴り返すのではなく、より強く殴り返す¹⁴。すなわち、先に振るわれた物理的な暴力に加えて、何らかの負の価値がさらに付加されて、その分を加えた力で殴り返すことこそ、むしろ等価であると感じられるのである。そこに付加された負の価値が意味するところは何であろうか。

タイラーらは、単なる交換と応報的関心の違いを顕著に示すのは、ルール違反が意図的に行われたが悪い結果を生じなかった方が、非意図的に悪い結果を生じさせた方よりも厳しく罰せられるという現象であると述べる (Tyler et al., 1997:104)。タイラーらの述べることは以下のようなことであろう。単なる交換であれば、前者は全く罰されないはずであり、後者が厳しく罰せられるはずであるのに、実際はその逆である。したがって、ルールに意図的に違反するという、ルールを軽んじた主観的態度に負の価値が与えられているのであり、それに対する制裁が加えられるのである。意図の程度が同じなら結果が重大なほど責任を重く判断され、結果の程度が同じなら意図が重大なほど責任を重く判断されることは実証的に示されているのであるから (Walster, 1966:77)、悪い結果を生じなかった意図的ルール違反の方が悪い結果を生じた非意図的行為よりも厳しく罰されるということは、ルール違反に対する責任判断の基準として、結果よりも意図の方が重視されているということである。

前節で述べたとおり、デュルケームの社会学的解釈によれば、ルール違反は人々が共有する価値をおとしめる行為であった。そうした行為を意図的に行うということは人々が共有する価値の毀損に他ならない。すなわち、ルール違反は集団の価値のデロゲーションということになる。

¹⁴ 殴ることの強さによる応報的公正の性質の比喩は、Tyler et al., (1997:104) による。

また、ハイダーの解釈によれば、加害行為は、加害者が被害者を自分の力では侵害を防衛できないだろうと感じていること、加害者は被害者を恐れていないこと、被害者は弱くて自分は罰せられることなしに邪険に扱ってやることができる、ということの意味すると通常は受け取られる（ハイダー、1978:332-333）。すなわち、加害者と被害者とで何らかの力関係の優劣を意識させる行為であると受け取られる。力関係の差は二者の地位に関する意味、すなわち被害者の方が加害者よりもその地位において劣るということを示す。このような意味を持つ加害行為を放置すること、あるいは罰することに失敗することは、加害者対被害者の二者間において被害者が劣位するというだけではなく、社会における被害者の地位の劣位をも意味することになりかねない。実際、加害行為による被害者が、同情されるどころかかえって社会から責められるという現象はしばしば観察される¹⁵。いわゆる二次被害の問題である。これは、社会による被害者のデロゲーションであるとみることができる。

社会の成員一般を主体として問題を捉えるか、二者間の関係に注目するかの違いはあるが、デュルケームもハイダーもともにルール違反を犯す意図の持つ意味を同様に解釈している。それは、ルール違反者の持つ価値一信念において、重要な価値がおとしまられている、ということである。ここから、ルール違反に対する応報には二つの機能が求められることになる。一つは失われた均衡を等価の交換によって回復することであり、もう一つは加害行為のもとになったルール違反者の持つ価値観一信念を変更させること、すなわち、侮られている被害者の地位と、ルール違反によって低められた社会の地位を高めることである。前者に対しては物的賠償が必要とされ、後者に対してはおとしまられた価値を回復させること、すなわち道徳的賠償が必要とされる。この道徳的賠償を強制的に行わせるのが刑罰であると解釈できるであろう。道徳的賠償が過剰であっても不足であっても公正は回復しない。そして、デロゲーションの解消とは、後に詳しく述べるように、セルフ・エスティームの回復の問題であるとみることができるであろう。社会学的、心理学的分析からは、応報的公正動機として、失われた均衡を回復する動機やデロゲーションを解消しよ

¹⁵ 例えば諸澤（1999:2-3）など。

うとする動機が重要な動機として仮定されるのである。

なお、本節において、意図的なルール違反であるが悪い結果を生じなかった場合と非意図的に悪い結果を生じさせた場合とを比較したときの判断結果について、前者の方が悪く判断されると前述したが、このような結果は、本章第2節において述べた応報的公正の主体の問題が絡むと、必ずしもこのようには言えなくなる。主体を意識することの重要性を示すために、そのことを示す山田(2001)のデータの再分析の結果を記述する。

山田(2001)は、仮設的な交通事故のシナリオにおいて、被験者の立場(交通事故被害者の家族としてシナリオを読むか、第三者として読むか)、加害者の過失の程度(軽過失か重過失か)、被害の程度(けがですんだか、死亡か)の3要因を操作し、事故における責任判断に与える影響を統計的に分析したものである¹⁶。この再分析では、被験者の立場が被害者の第三者である場合と被害者の家族である場合とに分けて、加害者に対する量刑判断(最終的な責任判断で、可能なレンジは1-9)について、過失×結果条件(過失の程度が低いが重大な被害を招いた場合と過失の程度が重いが軽微な被害で済んだ場合)と被験者の立場条件の二元配置(2×2)の実験として分散分析¹⁷を行った。結果を図3に示す。

加害者の量刑判断という従属変数に対し、被験者の立場要因と過失×結果要因は交互作用を有していた($F(1,163)=5.44, p<.05$)。そこで、各水準ごとに単純主効果を分析した結果、軽過失重結果水準における被験者の立場要因と、第三者水準における過失×結果要因が有意で、その他は有意差なしであった。すなわち、被験者の立場が第三者である場合だけ、重大な結果であるにもかかわらず過失の程度が軽い場合に軽い量刑判断がなされたのである。第三者の立場は、社会の成員一般の立場であるから、このような反応は社会の成員一般の反応であるとみることができよう。被害者の家族立場での反応は、軽過失で重大な結果が引き起

¹⁶ ここで操作されている意図は故意ではなく過失であるが、分析の結果が大きく変わるものではないであろう。

¹⁷ 3群以上のグループのデータの平均値に偶然の影響による誤差を超える差があるかどうかを検定する統計的手法。

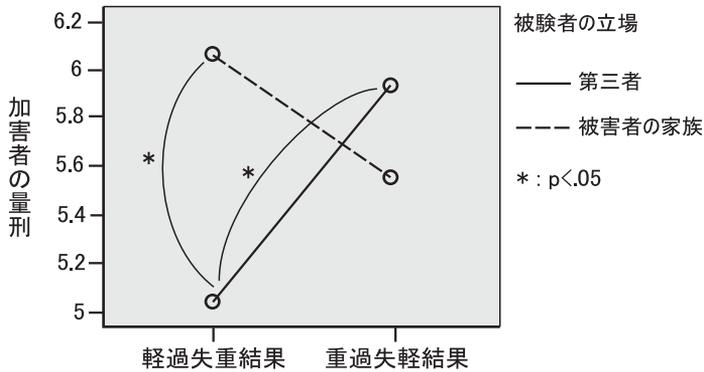


図3. 山田 (2001) の再分析結果

こされた場合と重過失ではあるが結果が重大ではなかった場合と量刑判断に有意な差はない。このことは、被害者側にとっては結果が量刑判断の基準として重要であることを示唆しており、犯罪被害者と社会の、犯罪に関する認知の齟齬を示す一例であるといえる。

3-2 公正動機と二次被害の関係—公正な世界の信念

犯罪被害者は犯罪の結果としての被害に苦しめられるだけでなく、それに付随してもたらされる追加的な苦痛も受ける。こうした苦痛、いわゆる二次被害は、友人、親戚、刑事司法制度、医師などによる不適切な扱いから生じるもので、場合によっては犯罪それ自体よりも被害者を苦しめる深刻な問題である。二次被害の中でも、危害を被ったことで自分に非があるかのようにみなされてしまう周囲の人々からの偏見は、特に犯罪被害者にとって酷な事態であろう。このような周囲の偏見は社会における被害者の地位の低下をも意味することになり、犯罪被害者を精神的に追いつめ、孤立させることになる。

このような、本来同情されるべき被害者が逆に責められるという現象の背後にあるメカニズムはどのようなものか。ハイダーは、人々が持っている善と幸福の関係や不道德と罰の間関係についての信念は大変に強いので、これらの一方の条件が与えられると、他方がしばしば想定されるのだと述べる。逆境や病気、事故は、しばしば悪と罪の兆候と受け

取られ、もし誰か逆境にある人がいたら、その人は罪を犯したと思われるがちなのである (ハイダー, 1978:297)。悪を行った者が不幸であるべきだからといって、必ずしも悪を行った者が現実不幸であるわけではない。しかし、このような「であるべき」と「である」の混同はよくみられる現象であろう。

ラーナーとシモンズは、第三者が罪のない被害者の価値をおとしめがちであるという現象に着目し、第三者が被害者を苦痛から解放してあげる力がないとき、特に被害者が苦しむのを傍観し続けなければならないときに被害者の価値をおとしめる現象が生じることを実験によって確認した (Lerner & Simmons, 1966:208)。そしてラーナーはこうした知見をもとに、公正世界信念 (Belief in a just world) についての仮説を作り上げた。

公正世界仮説とは、人は、世界は公正であるということを信じる欲求を持っている、という仮説である。公正な世界とは、各人が自分に値するものを受け取る世界である (Lerner, 1980:11)。その人に値するもの、権利を決定するのは、その人の行動と属性である。人々は、この世界は行動や属性のよい人間にはよい結果が、悪い人間には悪い結果が生じる世界なのだと考えている。このために、ある人に起こった悪いことが偶然であっても、その人が悪い人間だからそのような不幸にあったのだ、という帰属をする。

公正世界仮説が想定するこのような心理的過程は、より一般的な社会心理学の理論では以下のように説明することができる。フェスティンガーの認知的不協和 (cognitive dissonance) の理論によれば、人は認知要素間に矛盾が生じるとその矛盾を合理化しようとする傾向がある。しかし、矛盾を解消できない場合には心理的に不快な状態になる。そのため、矛盾 (不協和) を低減し、協和を獲得するように人は動機づけられ、不協和を増大させると思われる状況や情報は進んで回避される (フェスティンガー, 1965:1-3)。したがって、人がしたこととその人に結果として起こったこととの間に認知的な斉合性があるはずであり、良い人間は不当な苦しみは負わない、という信念を持つ。ところが眼前の人は被害に苦しんでいる。良い人が苦しむというのは認知的に不協和な状態である。そうすると、人はこの不協和を低減しようとしてこの被害者はこ

のような被害に遭うのがふさわしいのだと信じるように動機づけられるのである。すなわち、人は一般的に、その人が受け取るに値するものを受け取る、逆に言えば、人は受け取るものに値するのだという信念を維持するように動機づけられる。その結果、不公正な状態を見ないようにしたり、その結果をたいして不公正なことではない、あるいはその人の行動や属性が悪かったのだというふうに認知を変更する。人々のこのような傾向が被害者のデロゲーションに結びつくのである。

公正世界仮説が想定している人々の公正世界信念は、社会の側だけではなく、被害者個人も抱いている。ラーナーらが主に扱ったのは人が他者の不幸を見た場合にどのように反応するかという問題であり、自分自身の不幸に対してどのように反応するかについては扱っていない。しかし、この問題に対して彼らの公正世界仮説から導出される答えは、被害者自身の公正世界信念が強いほど、自分自身を責めたり自己をおとしめるというものである (Bulman & Wortman, 1977:352)。このことは被害者自身にも二次被害の原因がある可能性を示唆する。また、被害者自身が強く公正世界信念を信奉する場合には、自分自身の被害者としての立場を認めることは、自己の欠陥を認めることや、人からおとしめられていることを認めることにつながりかねず、被害者自身のセルフ・エスティームを著しく傷つけることにもつながる可能性がある (Mikula, 1993:235-236)。

もっとも、公正世界信念の強さと被害者自身の不運に対する反応の関係について逆の予測をし、その予測を実験や調査により実証した知見もある。ハーファーとオルソンは、公正世界信念を強く持つ人は生じた結果それ自体を公正なことと考えるのだから、公正世界信念が弱い人よりも、自分が受け取った不幸な結果を不公正とは思わなかったり、不快な感情を抱かないと予測し、実験や企業における調査で予測通りの結果を得ている (Hafer & Olson, 1989:818-819; Hafer & Olson, 1993:33-34)。ハーファーらの研究を見ると、公正世界信念を強く持つことは、かえって被害者自身の精神的な救済に資するようにも思える。しかし、ハーファーらの研究は、資源の分配場面における不運を扱っており、そのまま犯罪被害者に適用して考えることはできないであろう。犯罪の被害を受けるという問題は、単なる分配的公正の問題ではないからである。ハーファー

らの知見とバルマンらによる予測とを整合的に理解する可能性としては、公正世界信念の効果は被害の深刻さや受忍の範囲か否かという要因と交互作用することなどが考えられる。

3-3 刑罰目的

動機は行動を起こそうとする内的状態であり、この場合の行動は目標、目的を持って行われる。したがって、動機と目的とは密接な関係を持ち、応報的公正動機を考えるということは、刑罰目的について考えるということでもある。

周知の通り、刑法理論における刑罰目的の議論は大きく二つに分けられる。正義論に基づいて、刑罰は犯罪に対する当然の報いであると考えられる応報刑論と、功利主義に基づいて犯罪が行われなくするために刑罰を科すると考える目的刑論である。また、目的刑論は、刑罰の威嚇によって一般人の犯罪を予防する一般予防論と、犯罪者の再犯を予防することを目的とする特別予防論に分けられ、特別予防論はさらに、犯罪者を教育、改善することで目的を達しようとする教育刑論、刑罰を与えることで犯罪が割に合わないことを知らしめようとする狭義の特別抑止、犯罪者の隔離によって目的を達しようとする不能化 (incapacitation) とに分けられる。これら2つの刑罰理論の間に、いずれが刑罰の存在意義として正当であるかという争いがあることは周知の通りである。しかし、このような論争は、国や社会との関係からのみ論じた刑罰論であり、被害者との関係における刑罰論ではなく、被害者学からは被害者との関係で刑罰を論じるべきであるとの指摘がなされている (諸沢, 2004:60)。被害者を主体としてみた場合の刑罰動機については十分な研究が行われないので、第2部の実証研究において、主要な課題として取り上げる予定である。

社会を主体とした刑罰目的については、ヴィドマーとミラーが、刑罰の理論的研究を刑罰の経験的研究と統合して刑罰の社会心理学的概念の枠組みを構築する試みの中で、表1のように分類した (Vidmar & Miller, 1980:570-572)。

彼らは懲罰反応の基底にある目的を分類するのに、懲罰の基本的動機と対象という2つの次元を用いた。懲罰の動機は行動コントロールと応

表1. 懲罰反応の基底にある目的の分類 (Vidmar & Miller, 1980:571)

	対 象	
	違 反 者	社会環境におけるその他の人々 ^{注1}
行動コントロール	特別予防	一般予防または威嚇
	違反者の隔離、除去 違反者の再教育	被害者やその他の者による復讐の予防
	被害者への損害填補	遵法者の士気的支持 違反行為の否認
基本的動機 応 報	被害者や社会的ルールに対する違反者の信念の変更	ルールの擁護
	被害者やその関係者の自己イメージの再肯定	ルールについての社会的合意の再確立
	違反者の地位を低下させ差別化すること	社会的比較過程を通した心理的緊張の解除
	違反者に及ぼす権力の宣言	(集団の擬集性と正当性の回復) ^{注2}

注1：Vidmar (2000:35) では、社会集団と改変している。

注2：Vidmar (2000:35) では、() の項目を改訂して入れている。

報とに、対象は違反者と社会のその他の人々とに分けられている。動機の2分類（行動コントロールと応報）は、法学上の目的刑と応報刑の区別に対応している。彼らが用いたもうひとつの次元である対象は違反者と社会環境におけるその他の人々に分けられており、そこに被害者を特に違反者以外の社会一般の人々から区別するという視点はない。

行動コントロール動機は、予期される将来のルール違反行為を阻止することを目的とする動機である。行動コントロール動機においては、懲罰は懲罰以外の価値を実現するための手段であり、目的合理的行為となる。刑法理論の相対刑論と一致して、いわゆる特別予防と一般予防はここに分類されている。社会のその他の人々を対象とした行動コントロールに、「違反行為の否認」すなわち「ルールの否定の否定」という、刑法理論であれば応報刑論を代表する刑罰目的の表現を分類している点は奇異に感じられるが、違反行為の否認を単なる価値の宣言と解釈するのではなく、否認された行為は人々には行わないはずだから人々の行動をコントロールしようという解釈であろう。

行動コントロール動機が形成されるのに重要な要素は、懲罰が将来の

行動を防止するのに効果があるという信念である。ヴィドマーとエルスワースは4つの社会意識調査をレビューして、死刑を支持する度合いは死刑が犯罪を抑止するという信念に正の相関をしている傾向があることを指摘した (Vidmar & Ellsworth, 1974:1255-1256)。また、サラットとヴィドマーは *Furman v. Georgia* (1972) (408 U.S. 238,332)¹⁸でマッシュル判事が述べた、「人々は死刑の犯罪抑止力が低いことを知らず、このことを知っていれば大多数が死刑に反対するだろう」という仮説を直接検証し、犯罪抑止効果の情報を与えると死刑の支持率が低下することを確認した (Sarat & Vidmar, 1976:187-194)。さらに、犯罪の犠牲になるかもしれないという恐怖心が、懲罰の効果についての知覚に影響を与えるという知見もある (Vidmar & Miller, 1980:574-575; Thomas & Cage, 1976:244-247)。このように、行動コントロール動機を規定する要因として、少なくとも犯罪抑止の信念と犯罪の犠牲になる恐怖が強く関係することが推測できる。

一方、ヴィドマーらのいう応報動機は反応者の価値と信念の宣言という意味である (Vidmar & Miller, 1980:570)。応報とは通常、悪に対して悪を返すという意味に解釈されるが、悪を返すとはすなわち、行為者の行為はそうのように解釈されるという価値と信念の宣言だということである。不道徳な行為をしたものはその報いを受けなければならないが、不道徳な行為とは、被害者から見れば、単に傷つけられたということ以上に、自分に対する侮辱の表明、自分に及ぼす支配の主張、自分の信念や価値に対する相手の信念や価値の優位の宣言を意味するということである (Vidmar, 2000:36)。このような不道徳な扱いを受けると、被害者は加害者を罰することで心理的な均衡を取り戻したいと考える。罰は、加害者が道徳的に劣ることと、被害者や対人関係を規定するルールが優位することを明確にすることで、加害者による被害者への侮辱を無効にし、個人の価値を回復するのである。先に、ヴィドマーらの刑罰目的の枠組みでは対象の分類に被害者を特に区別する視点が見られないと述べたが、対違反者の応報動機のうちに被害者関係的視点が含まれており、このように心理学的に理解された応報動機こそが、被害者にとっての刑

¹⁸ 死刑が合衆国憲法修正第8条に違反すると判示した著名な判決である。

罰の意味として重要なものであると考えられる。そして、このように理解された応報動機は、被害者に強いセルフ・エスティームの回復動機が存在することを想定させるのである。

なお、ヴィドマーらによる基本的動機と対象という2つの次元はア prioriに設定されたものであり、実証研究により確認されたものではない。また、各刑罰目的の分類も、この2次元に合わせてヴィドマーらが分類したもので、実証研究の結果ではない。一般の人々に対して行った刑罰目的に関する質問紙調査の結果を因子分析¹⁹した研究知見によれば、刑罰目的の性質を支配する2因子が抽出され、それは刑罰の重さの強弱についての因子と、一方の極に当事者の利益考慮をおき、他極に社会一般の利益考慮をおく因子である (Oswald, Orth & Hupfeld, 2003: 231-237)。この2因子を縦軸と横軸にとり、各刑罰目的が各因子に対して持つ因子負荷量を2次元の空間に布置すると、上記のヴィドマーらによる分類とは異なる構造がみられる。すなわち、相対刑論は刑罰の強さの観点で抑止刑と教育刑に分かれ、対象を違反者とする点で応報と特別予防が近接するのである。

実証研究において必ずしも応報刑と目的刑の分類が明確に表れなかったとはいえ、応報的公正動機がどのような公正動機であるかを探る上で、行動コントロール動機と応報動機を対照することは重要であろう。この2つの動機のどちらが優勢であるかを検証した研究知見も存在する。タイラーとベックマンは、3回重罪を犯した者は終身刑にするというカリフォルニア州のいわゆる「三振法」を題材として、人々がこのような懲罰的な法案を支持する動機を探究した。タイラーらは、自分が犯罪被害者になる危険性と社会やコミュニティの凝集性についての判断をそれぞれ行動コントロール動機と応報動機を測定する指標として用い、これらのいずれが三振法案の支持、一般的懲罰性、被告人の手続上の保護撤廃についての態度を決定する先行因として優勢であるかを調べるため、カリフォルニア州に在住する成人のランダムサンプルに対して調査を行っ

¹⁹ 多変量解析法の一つで、多変数間の相関係数をもとに、相関の高い変数同士をグループ化し、複雑な多数の変数間の構造を少数の共通因子による単純な構造で表現する方法。

た。その結果、犯罪への恐怖の影響は小さく、社会やコミュニティの凝集性についての判断の影響が大きかったことから、応報的公正動機においては、行動コントロール動機よりも応報動機が優越すると結論した (Tyler & Boeckmann, 1997:258)。また、ウォーらは、応報動機の指標を犯罪の重大性、行動コントロール動機に対応する功利主義的動機の指標を犯罪の頻度を用いて、適切な刑罰を決めるために人々が用いる基準がどちらであるかを検証したところ、犯罪者の年齢と前科を一定にすると、犯罪の重大性が刑罰の厳しさを決定する主要な要因であるであることを見いだした。そしてこの知見をもとに、人々に選好される刑罰は功利主義的動機に基づくのではないと結論した (Warr, Meier & Erickson, 1983:90)。

一方、これとは一見矛盾すると思われる知見も存在する。ヴィドマー (Vidmar, 1974:344-351) はカナダ・オンタリオ州のランダム・サンプルに対して行った死刑支持に関する質問紙調査で、死刑の支持者が死刑の目的をどう考えるかを自由回答式で質問したところ、コーディングできる回答として応報 (復讐、懲罰) (32%)、犯罪の抑止 (42%)、矯正不可能な場合の最終手段 (4%)、収監コストの節約 (2%) の4つがあがったことを報告している。すなわち行動コントロール動機を表していると考えられる犯罪の抑止と矯正不可能な場合の最終手段の合計が46%であり、応報動機の32%より多く、タイラーやウォーの知見とは反対の結果を示している。

しかし、この知見で興味深い点は、死刑支持者に死刑支持の理由を尋ねる質問を他にもいくつか行っており、それらに対する回答も同様に応報 (復讐、懲罰) よりも犯罪の抑止を挙げる者の割合が多いにもかかわらず (抑止63~82%、応報18~37%)、死刑に犯罪抑止 (一般予防) 効果がないという情報を与えた上でそれでも死刑を支持するかどうかを尋ねた質問に対して、55%がやはり支持すると答えているのである。死刑支持の行動コントロール動機の根拠となる理由を否定した情報を与えられたにもかかわらず、やはり死刑を支持する者が多かったという結果のありうる解釈は少なくとも二つあるだろう。一つは、行動コントロール動機と応報動機を明示的に対比して質問されると、復讐などのニュアンスを避けて行動コントロール動機を回答する人が多いが、実はやはり応

報動機に代表される道徳的関心が人の公正動機においては捨てがたく存在する、という解釈である。もう一つは、行動コントロール動機にもさまざまなものが存在し、死刑の一般抑止効果は否定されたが、特別予防効果（この場合は不能化）を否定されたわけではないから、そのような他の行動コントロール関心があるために死刑の支持率が下がらなかった、という解釈である。

いずれかの動機の選好には、文化的な背景も影響するであろう。ハミルトンらによる大規模な調査の結果によれば、米国では応報、不能化、一般予防がより選好され、日本では特別予防、矯正、賠償が選好される（Hamilton & Sanders, 1988:318-319）。動機を規定する先行因は他にも種々ありうるので、どのような状況的・個人的要因が二つの動機のバランスに影響するのか、二つの動機はどのように形成され、どのように公正感や、責任の帰属と関係するのか、という問い方をする方が重要であろう。

4 セルフ・エスティームについて

本稿はセルフ・エスティームの回復を応報的公正における重要な動機の1つであると考えている。セルフ・エスティームへの言及は、社会心理学における公正研究の当初においてすでに存在し²⁰、それは公正さとセルフ・エスティームとのつながりの重要性を指摘するものであったが、その後の研究例では、セルフ・エスティームを公正さにおける本質的な動機と考えるよりは、公正さを独立変数とする従属変数の1つとして扱うものが多かった。セルフ・エスティーム研究は心理学において膨大な蓄積があるが、公正研究においてはセルフ・エスティームそのものの内容に踏み込んだ言及がされることはあまりない²¹。そこで本節では、本稿において公正さの本質を示す重要な概念として位置づけているセルフ・エスティームについて、その重要性や測定尺度について述べる。

²⁰ Adams (1965:295) 参照。

²¹ 例外として Schroth & Shah (2000:462-463) は、セルフ・エスティームの測定尺度の適切さについて議論し、用いる測定尺度を選んでいる。

4-1 セルフ・エスティームの重要性

セルフ・エスティームの重要性は人文社会科学において繰り返し論じられてきている。哲学的・倫理的立場では、セルフ・エスティームは従来、「人格性の絶対的価値すなわち尊厳を自己において認める意識」として、道徳的動機として論じられてきた(遠藤・井上・蘭, 1992:9)。法学においても人間の尊厳や人格的利益という、セルフ・エスティームと近いものと思われる概念が憲法、民法、刑法など広い分野において実際の関心を持って考察されていることと、社会心理学の公正研究において公正とセルフ・エスティームの関係の深さが示唆されていること、そして公正は法の内在的価値であることを併せて考慮すれば、法学の分野においてもセルフ・エスティームを論じることに意義があろう。

心理学においてセルフ・エスティームについて最初に論じたのはジェームズ (James, W.) であるとされる(遠藤・井上・蘭, 1992:12)。ジェームズは自我についての洞察からセルフ・エスティームを考察した(ジェームズ, 1992:245-272)。

ジェームズが捉える自我は二重の構造を持つ。一つは自分自身によって意識される客体的な自我であり、もう一つは自分自身を意識する主体的な自我である。ジェームズは前者を客我、後者を主我と呼び、客我に関して、客我の構成要素、構成要素が引き起こす感情および情動、構成要素が促す動作を考察した。

ジェームズの考察によれば、客我の構成要素は物質的客我(身体を核心とし、衣服、近親の家族、家、財産などを含む)、社会的客我(人が仲間から受ける認識)、精神的客我(人の意識状態、心的能力、および諸傾向を具体的に集めた全体)の3つに分けられる。人は物質的客我に属するものを失えば落胆するが、それはそれらの所有物がもたらすと予期していた便益が失われたことによる落胆であることの他に、自分自身の一部が無に帰したという自分自身の萎縮感に起因するものでもある。また、ジェームズはこれら客我の構成要素間に階層性を考えており、精神的客我を最も階層性が高く、社会的客我を中間的なものであると記述しているが、社会的自我を人の経験的自我の核心として非常に重視しているように思われる。これは、人は自分の同類とともにあることを望む群居性の動物であり、同類のものから好意をもって認められたいという

生来的傾向を持つからであり、「人が社会的に放置されて、社会の誰にもまったく見向きもされないことほど残酷な刑罰は考えられ」ず、「会う人すべてが…まるでわれわれが存在しないかのように振る舞ったとすれば、憤懣と失望落胆が直ちに沸き上がり、これに比べればもっとも残酷な肉体の責め苦でさえも救いである」と、社会的客我を失うことを最大級の自我の危機であるように述べる（ジェームズ, 1992:249）。

これらの客我の構成要素が引き起こす感情や情動が自己評価であり、これには自己に対する満足と不満足の種類がある。満足とはすなわち自慢、自負、虚栄、自尊、尊大、虚飾などであり、不満足とは謙遜、卑下、当惑、自疑、羞恥、屈辱、悔恨、不面目感、失望などである。満足を感じる自己評価の内容は、セルフ・エスティームと非常に近いものであると感じられる。このことと、ジェームズにおいては客我のうちの社会的客我がもっとも重要であったことを考えあわせれば、社会的側面におけるセルフ・エスティームの重要さが推測される。

また、ジェームズは、こうした自己感情の起因は実際の成功や失敗、その人が実際に世の中で占めている位置の高低であると述べ、セルフ・エスティーム＝成功／願望という定式化を提示している（ジェームズ, 1992:260）。この定式化は、セルフ・エスティームを自己評価の結果とみれば妥当な式であると思われるが、そもそも自分に課する要求水準である分母の願望を規定するのが何であるか、ということが人間にとって重要な問題ではないかと思われる。

さらにジェームズは、客我の構成要素から、自己追求と自己保存という本能的衝動が生じることを述べている。我々は身体的自己追求の衝動、社会的自己追求の衝動、精神的自己追求の衝動を持っているが、特に社会的自己追求に関する記述が多い点から、自己追求の社会的側面を重視していることが読み取れる（ジェームズ, 1992:256-257）。社会的自己追求は直接には恋愛、友情、他人の注目と賞賛を快とする欲望、競争心と嫉妬、荣誉、感化、権力に対する愛によって行われ、間接には、何であろうと物質的自己追求の衝動の中で社会的目的を達成するのに役立つものによって行われる。いわば他人に「認められたい」という欲求である。したがって、ジェームズの考える社会的自我とは、自分が他人からなるべく高い地位にあると見られることを含意しているようである。そ

のことがセルフ・エスティームにとってもっとも重要な意味であるかどうかは別として、自己の追求、自己の保存が人間の本能的欲求であることは疑い得ないであろう。

人間は多様な動機を有するが、セルフ・エスティームの維持・高揚も人間の動機の一つとして数えられている。動機について体系的な理論を著したマズロー (Maslow, A. H.) は、人間の基本的欲求を5つに分類している (マズロー, 1984:91-101)。マズローによればこれらの基本的欲求は階層的構造をなしており、最底辺が生理的欲求、それから順に上へ安全の欲求、所属と愛の欲求、承認の欲求、そしてもっとも上位の基本的欲求が自己実現の欲求であるとした。マズローはこれらの動機間の関係を、より底辺の欲求が満たされると順次上位の欲求が生じる、としており、セルフ・エスティームに関する欲求に相当する承認の欲求は4番目に位置される基本的欲求とされている。マズローの考えによれば、承認の欲求はさらに二分され、一つは強さ、達成、適切さ、熟達と能力、世の中を前にしての自信、独立と自由に対する欲望であり、もう一つは他者から受ける尊敬とか尊重と定義できるいわゆる評判とか信望、地位、名声と栄光、優越、承認、注意、重視、威信、評価などへの願望である。後者は明らかにジェームズの言う客我の社会的側面に対応すると考えられる。承認の欲求を4番目とする階層順位は必ずしも固定的なものではないが (マズロー, 1984:107-110)、自己に対する高い評価や自己尊敬、自尊心、他者から尊重されること²²を内容とする承認の欲求はすべての人々に共通する安定した欲求であると述べている。

こうした欲求であるセルフ・エスティームが欠如することは、しばしば不適応、不安、抑圧、自殺、無価値感などネガティブな状態へとつながるのである (Mruk, 1999:2)。

4-2 セルフ・エスティームの定義

セルフ・エスティームが人の「一般的な心理的良き生」(Mruk, 1999:

²² マズローは、これらの基本的欲求を満足するために直接必要な前提条件として、言論の自由、自己表現の自由、正義、公平などを例示している (マズロー, 1984:102)。

1)にとって重要なものであることは疑いないであろう。しかし、セルフ・エスティームの定義に関しては論者により相違がある。おそらくセルフ・エスティームは多面的なものであり、各論者がセルフ・エスティームのそれぞれの側面を重視して定義するので、そのような違いが生じるのであろう。

セルフ・エスティームの定義においてはいくつかの点において対照的な見解がみられる。セルフ・エスティームの基本的な構成要素は能力なのか個人的価値なのか、セルフ・エスティームの性質は認知なのか感情なのか、セルフ・エスティームのダイナミクスは安定的なものなのか動的なものなのか、また、一般的なものなのか状況的な現象なのか、などである (Mruk, 1999:11, 22-26)。遠藤・井上・蘭(1992:19)は、セルフ・エスティームの一般的定義を「自己概念と結びついている自己の価値と能力の感覚-感情」としている。この定義から、彼らがセルフ・エスティームについて、能力か個人的価値かについては両方、認知か感情かについては感情、安定的か動的かについては感情であるゆえ動的であると捉えていることが伺える。前節でジェームズによるセルフ・エスティームの定式化 (セルフ・エスティーム=成功/願望) を示したが、ムラックはこの定式化からセルフ・エスティームが感情的現象で、動的なものであることが示されていると述べている (Mruk, 1999:15-16)。また、能力か個人的価値かについては、心理学的志向の定義は能力を重視し、社会的志向では価値が重視される傾向があるとしている (Mruk, 1999:41)。

セルフ・エスティームの内容を理解するためには、さらに、上記の対照的な見解の他に、セルフ・エスティームは他者と比較した場合の優越感というニュアンスを含むか否か、という点も考慮すべきではないかと思われる。一般に、セルフ・エスティームは「自尊心」と訳されることが多いが、日本語で言う「自尊心」には、多分にプライド、自負心、誇りなど、自分自身を尊ぶ感覚が含まれているように思われる。八木(1998:172-173)は、セルフ・エスティームに他者と比較した場合の優越性を含まない考え方は、心理学で現在扱われているセルフ・エスティームとは異なると述べている。

一方、多くのセルフ・エスティーム研究者に引用されるセルフ・エスティーム尺度を開発したローゼンバーグは、セルフ・エスティームを「自

己に対する積極的あるいは消極的態度」としており (Rosenberg, 1965: 30; Mruk, 1999:17)、優越性を含まないだけでなく、積極的な評価に限定してもいない。セルフ・エスティームは個人のパーソナリティを表す一つの変数であり、セルフ・エスティームが高い人もいれば低い人もいる。高いセルフ・エスティームとは、自分を十分によい (good enough) と考えることで、非常によい (very good) と考えることではない。自分を価値ある人間であると感じたり、あるがままに自分を尊重したりすることであり、自分自身を尊敬したり他人が自分を尊敬することを期待することではない。すなわち、自分を人より優れていると考えている必要はないのである。パーソナリティ特性としてセルフ・エスティームが低い人も存在するが、ローゼンバーグのセルフ・エスティーム理解によれば、低いセルフ・エスティームとは自己拒否、自己不満を意味し、自分に対する尊重が欠けている状態ということになる。このような低いセルフ・エスティームは人を不安な精神状態に陥れる。したがって、セルフ・エスティームが高いことは適応の一指標であり、快適な人生をおくることにとって重要な条件なのである。

セルフ・エスティームを公正との関わりから捉えようとする本稿においては、セルフ・エスティームの意味に優越性を特に必要とすることはないのであろう。このことは、分配的公正の章で述べる衡平理論からも示唆されていると考えられる (第2章参照)。

さらに、4-1節でも自我と社会との関わりについて述べたが、セルフ・エスティームの捉え方においては、関係性を重視すべきである。セルフ・エスティームの形成のもととなる自己理解は他者との関係性や相互作用の中で決定されていくのであって、個人の内部で完結した自己理解はあり得ない。自己理解は個人内過程だけでは捉えきれず、他者との関係性の中で起きる社会的過程であって、他者との相互作用がその人のあり方を決め、その人の自己理解を方向付ける重要な役割を果たすのである。すなわち、そもそも自己理解とは人々の反応に基づいた社会的基盤の上に成立するものなのである (遠藤, 1999:154)。このような考え方に立って、レアリーとダウنزは、人間が存在し続けるのに必要不可欠な他者との「社会的絆」がセルフ・エスティームの源泉であり、セルフ・エスティームは自己と他者との位置を把握し、対人関係維持がど

の程度うまくいっているかを示す主観的な指標であるとするソシオメーター説を提唱した (Leary & Downs, 1995:128-129)。本稿も、セルフ・エスティームの理解において、このような考え方を重視するべきであると考える。

4-3 セルフ・エスティームの捉え方と尺度

前節で述べたように、セルフ・エスティームは論者により定義が異なり、その構造も多面的である。したがって、研究においてセルフ・エスティームを測定するときには、その研究ではセルフ・エスティームをどのように捉えているかを明確にし、それに対応した測定尺度を用いる必要がある。セルフ・エスティーム研究では、以下のようなセルフ・エスティームの捉え方が存在する。

1. 特性セルフ・エスティームと状態セルフ・エスティーム

特性 (trait) と状態 (state) という区別は、心理的な概念に関してよく用いられる。これは、セルフ・エスティームを一般的なものとして捉えるか、状況的な現象として捉えるかという区別の問題である。人は一定の高さのセルフ・エスティームを形成するが、そのセルフ・エスティームは異なる状況に影響を受けて変動すると考えられる。前者の状況に左右されることなくある程度固定されたセルフ・エスティームが特性セルフ・エスティームで、状況によって変動するセルフ・エスティームが状態セルフ・エスティームである (館・宇野, 2000:206)。したがって、この2つの区別は対立するものではなく、人はこの両者を持っていると捉えられるのである。そして、研究においてはどちらのセルフ・エスティームを問題にしているかという点を明確にしなければならない。なぜならば、特性セルフ・エスティームはその性質上、行動の原因としての独立変数として機能することが多いはずで、状態セルフ・エスティームは状況的要因を独立変数とする従属変数として測定されることが多いはずだからである²³。

²³ 特性セルフ・エスティームを発達過程の様々な要因の影響を受けて形成されるものとして捉えれば、特性セルフ・エスティームも従属変数となる。また、特性セルフ・エスティームも状態セルフ・エスティームも、ある変数が他の変数に影響を与えるときに、媒介変数や調節変数として働く場合もあるであろう。

このような区別は、セルフ・エスティームを測定する尺度にも反映される。頻繁に引用されるローゼンバーグのセルフ・エスティーム尺度 (RSES: Rosenberg, 1965:17-18) は、特性セルフ・エスティームを測定するのによく用いられる²⁴。ヘザートンらは、状態セルフ・エスティームを測定するのに RSES を使用し、RSES が実験的操作に対してまったく鈍感であったことを報告している (Heatherton & Polivy, 1991:897)。そして、全20項目からなる状態セルフ・エスティーム (SSES) を測定する尺度を開発した (前掲:898)。

2. 全般的セルフ・エスティーム (global self-esteem) と特定セルフ・エスティーム (specific self-esteem)

文字通り、全般的なセルフ・エスティームと状況やある領域に特定したセルフ・エスティームというような意味である。論理的に考えても全般的セルフ・エスティームはその構成要素である部分に相当する特定セルフ・エスティームと必然的に正の相関的關係が予測できるが、実証的にも、全般的セルフ・エスティームと特定セルフ・エスティームの尺度の間に有意な関係があることを多くの研究が示している (Brockner, 1988:11)。

特定セルフ・エスティームが自己概念にとって重要である側面に言及している程度が大きくなれば、特定セルフ・エスティームはより強く全般的セルフ・エスティームに関係するであろう。知覚された社会的階級や地位 (特定セルフ・エスティームの一形態) と全般的セルフ・エスティームの關係についての研究において、ローゼンバーグ (Rosenberg, 1979:129-132) は子どもよりも大人に全般的セルフ・エスティームと特定セルフ・エスティームの強い相関を見いだした。これは、自己規定にとっては、子どもよりも大人において社会的階級や地位が重要だからであろう (Brockner, 1988:11-12)。

RSES は全般的セルフ・エスティームを測定するのによく用いられる。一方、SSES はその因子として、外見についてのセルフ・エスティーム、能力についてのセルフ・エスティーム、社会的なセルフ・エスティーム

²⁴ ローゼンバーグのセルフ・エスティーム尺度はいくつかの日本語版がある。本稿は、第2部の実証研究で山本・松井・山成 (1982) を用いている。

ムを含んでおり、これらについての特定セルフ・エスティームを測定したいときに、これらの因子に対応した項目だけが用いられる。例えばヴァームントらは、オランダの収監者のセルフ・エスティームと分配的公正や手続的公正の関係を調べるのに、SSESの社会的セルフ・エスティームの項目のみを使用している（Vermunt, van Knippenberg, van Knippenberg & Blaauw, 2001:623）。

3. 集団セルフ・エスティーム

社会的アイデンティティ理論によれば、人の自己概念は個人的な能力、外見、性格などに関する認知から成立する個人的アイデンティティと、自分が所属する社会集団そのものについての認知から成立する社会的アイデンティティの2側面に分けて考えられる（渡辺, 1994:104）。後者のような社会的アイデンティティについての認知を測定しようとするのが集団セルフ・エスティームである。

犯罪被害者の個人的な応報的公正感を問題関心とする本稿において集団セルフ・エスティームがどの程度重要であるかは明確な予測は困難であるが、集団的な応報的公正感にとっては重要な概念であると思われる。集団セルフ・エスティーム尺度はルタネンとクロッカーが作成しており（Luhtanen & Crocker, 1992:307）、その日本語版も作成されている（渡辺, 1994:107）。ルタネンとクロッカーの集団セルフ・エスティーム尺度は、その下位尺度として、集団のメンバーシップに関するセルフ・エスティーム、集団への一般他者からの評価、集団への自分自身の評価、集団への同一視の重要性の4つが因子として抽出されている²⁵。

以上のセルフ・エスティームについての概観から、セルフ・エスティームが個人においても社会においても重要なものであること、公正研究において重要な関わりがあるであろうことが理解されよう。

5 応報と感情²⁶

本章1節で述べたとおり、ノージックは正当な応報は感情的トーンを

²⁵ 渡辺（1994）では若干異なる因子が抽出されている。すなわち、集団への一般他者からの評価、集団への自分自身の評価の2因子の代わりに、集団に対する否定的評価、肯定的評価という因子になっている。

²⁶ 感情は気分と情動の二つに分類される。気分とは、「うきうきした感じ」や

含む必要がないと述べた（ノージック, 1997:107-109）。しかし、ヴィドマーは、応報研究をレビューし、応報についての実証研究のほとんどが、応報感情を説明するのに「コールド」な認知的モデルを用いているが、感情的要素を考慮する「ホット」なモデルが応報研究には重要であると述べている（Vidmar, 2000:32-33）。応報にとって感情が本質的な問題であることは、デュルケームが刑罰について述べた一節からも読みとることができる。デュルケームは刑罰の特質として第一に「激情的な反作用」であることをあげている（デュルケーム, 1971:86）。特に未開社会においては、刑罰がときに罪人の妻、子、隣人など罪のない人々、はては単に犯罪行為に道具として用いられたに過ぎない無生物にまで及ぶことがあることの理由を、「刑罰のいのちもいいうべき激情が、燃えつきるまでやまないからである」と述べている。

被害者問題を考える上でも、また応報的公正の心理的過程を理解するためにも、感情特に怒りは重要である（Vidmar, 2000:39）。被害者が被害について語るときの言葉から怒りの感情を推測することは容易である。怒りの感情は自分に危害や喪失があったときに生じる。しかし、危害や喪失という条件のみによって怒りが生じるわけではない。アリストテレスは、怒りの感情を「軽蔑することが正当な扱いとはいえないのに、自分、または自分に属する何ものかに対しあからさまな軽蔑があったため、これにあからさまな復讐をしようとする、苦痛を伴った欲求」と定義している（アリストテレス, 1992:161）。また、ベーコン（Bacon, F.）は、「侮辱は危害それ自体と同じかそれ以上に怒りを研ぎすませる」²⁷と述べている。3-1節で述べたとおり、危害を加えられるということは自分の価値をおとしめられるということであり、尊敬の欠如、侮辱を表す。認知的感情理論（後述）の立場に立つラザルスは、怒りはセルフ・

「気落ちした感じ」など、比較的弱い長時間にわたって持続する感情をいい、情動とは「怒り」「声を上げたくなるような喜び」など、比較的強い感情をいう（土田, 1996:104）。情動は行動を引き起こす強い動機づけとしての性質を有する（遠藤, 1996:5）。この点で、本稿で論じる感情とは情動を意味していると言える。

²⁷ ハイダー（1978:333-334）におけるベーコンの引用の再引用である。

エステームまたは自己のアイデンティティへの脅威からだけで生じると仮定し、侮辱は怒りを喚起する主要な構成要素であると主張する (Lazarus, 1991:828)。

不尊敬な態度は、怒りの感情を喚起するだけではなく、不公正とも受け取られる。実際、人々に不公正だと感じた経験を記述させると、多くの方が不尊敬な待遇を受けた経験を記述する (Mikula, Petri & Tanzer, 1990:137)。なぜ人々は侮辱的態度を不公正と考えるのであろうか。ミラーによれば2つの考え方がある。1つは、侮辱と尊敬的ではないあらゆる行為は人々が正当に自分のものであると信じているものを人々から奪うがゆえに不公正として経験されるのだという説明である (Miller, 2001:533)。もう1つは、社会的交換関係を前提として、侮辱という負の道徳的価値を持ったものを与える以上、同じ負の道徳的価値を返すべきであり、侮辱を与えた時点で社会的不均衡が創出されるから不公正の感覚が生じるのであるという説明である (Miller, 2001:533)。すなわち、侮辱は、権利を奪うが故に不公正であるという考え方と、負のものを与えるがゆえに不公正なのだという考え方である。いずれにしても、侮辱は不公正知覚を喚起するものであり、そのような認知が怒りを喚起すると考えられる。

感情の生起については2つの説がある (唐沢, 1996:56-57)。一つは感情感覚理論と呼ばれるもので、生理的反応からのフィードバックが主観的な感情経験を決定する重要な要因だという立場をとる。もう一つは認知の役割を強調するもので、認知的感情理論と呼ばれる。認知的感情理論は、感情を引き起こすもとなつた出来事や状況の認知評価によって感情経験が決まると考える。すなわち、生起した結果の望ましさの程度や重要性、原因の知覚など、様々な状況認知によって、経験される感情の質が決定されるのである。この立場をとる感情研究では、感情の生起に関わる認知評価の性質を明らかにし、それらがどのような状況評価の次元で概念化されるかを示し、主要な感情がどのような認知評価次元と連合しているかを検討する。このような研究は、特定の感情を経験したときの状況を被験者に思い出させて、そのときの状況の特性を評定させたものを分析したり、ある特定の状況をシナリオで被験者に提示してそのときに経験する感情を報告させたりして、どのような状況評価次元

が不可欠かを明らかにするというような方法をとる（唐沢, 1996:64）。

唐沢（1996:74-76）は、認知的感情理論の流れに位置する研究を概観し、感情生起に関わる主要な認知評価として、状況の望ましさ、原因や責任の帰属、生起したことの重要性、生起したことの確実性、生起したことに對して適応できる可能性という5つの評価次元を挙げている。これらのうち、原因や責任の帰属や評価は、怒り、哀れみ、罪悪感、プライドなどの道徳的感情の生起に関わっていると多くの研究が主張している点で共通しており、犯罪被害者の感情に影響を与える認知的評価次元として重要なものであるといえる。危害に対する動機的、認知的、感情的反応の因果的関連についてはまだ十分な研究がなされていないが（Darley & Pittman, 2003:334）、本稿では、第2部の実証研究において、仮説的モデルの下にこの探究を行う。

6 応報と責任帰属

本稿では、社会心理学における帰属研究は人々が最終的に懲罰反応に至るまでの一連の認知的過程のうち、初期の段階を明らかにするものであり、応報的公正研究の中の公正基準についての研究として位置づけている。帰属研究には、事故、災害などの被害を伴う事象が生じた場合に、人々がどのようにその原因を特定するかを解明する因果的帰属の研究と、誰にどのように出来事の責任を負わせるかという問題を解明する責任帰属の研究が含まれる。シュルツ、シュレイファー、アルトマンは、原因帰属と道徳的責任帰属の関係を、仮説的小話を用いた2つの実験で検証し、原因判断、責任判断、罰判断の関係をパス解析²⁸したところ、2つの実験とも、罰判断が受けるパスの係数は、責任判断からのパス係数の方が原因判断のパス係数よりもはるかに大きかった（Shultz, Schleifer & Altman, 1981:245）。この結果から、罰の厳しさを判断するのに、人は因果性よりも道徳的な判断を用いるということがわかる²⁹。

²⁸ 回帰分析の応用で、変数間の相関関係をもとに、想定した因果モデルにしたがって変数間の因果関係を推定する多変量解析法。

²⁹ 山田（2001:727）も同様の結果を報告している。因果性と量刑判断との間に有意な直接パスは存在しなかった。

また、前節の検討において、応報的反応において感情、特に怒りが重要な要素であることを指摘したが、怒りをかき立てる要因は、アヴェリルによれば、その行為がどの程度非難されるべきかという判断と、その非難を誰に帰属するかということである (Averill, 1983:1150)。さらに、ミラーは、道徳的な怒りは危害行動に暗黙に含まれる不尊敬の程度に大きく依存するとし、ある危害行動がどれほど不尊敬的であると知覚されるかということに影響する要因のうち重要なものは、加害者についての責任帰属と、加害者の自分自身の責任に対する反応に関する認知であるとする (Miller, 2001:536)³⁰。

ミラーによれば、加害者の責任を決定する要因のうち重要なのは、加害行為の意図と予見可能性である。特に意図はその行動をとった人間の態度や価値観を最もよく伝えるものであることから重要である。実際、攻撃研究においては、意図的ではない加害行為は意図的な加害行為に比較して、怒りも報復も喚起しないという知見は一貫してみられるものである (Miller, 2001:536)³¹。逆に、実際には被害を生じなかった行為であっても、その行為の結果として危害を加えることが意図されていたのだと思われた場合には道徳的な怒りを生じさせることはすでに述べた (本章 3-1 参照)。

人々が危害行動についての罰判断をどのように行うか、ということについては多くのモデルがある。その中の一つであるシュルツとシュレイファーによるモデルは、ある人が他人を傷つけた場合を想定し、その人が傷害の原因であるかどうか、その傷害に責任があるか、道徳的な非難に値するか、もしそうなら罰を与えるべきか、という原因→責任→非難→罰の4段階になっている (Darley & Shultz, 1990:530-532)。彼らは各段階の判断で考慮される条件も特定しており、各段階での判断は前段階の判断を前提として各段階における条件を考慮して行われる。例えば、責任は前段階の原因判断と、意図 (故意、未必の故意、過失など) や予

³⁰ 裁判中の被告の態度が量刑に反映されるという経験的事実からして、後者は前者にも影響を与えるであろう。

³¹ 山田 (2001) においても、責任判断における意図の優位な重要性が追証された。

見可能性などを合わせて判断される。次に、この責任判断と実損害の程度や正当化事由を合わせて道徳的な非難が判断される。

ただし、責任の帰属判断には様々なバイアスが影響する。人はそもそも自分に有利な判断をしがちである (self-serving bias : 自己奉仕的バイアス³²)。したがって、自分の立場から完全に独立な判断をすることは困難である。例えば、チェイキンとダーリーは、実験的操作によって実験参加者を被害者か加害者のどちらかの立場に同一視させることで、同一の事故についての原因を、加害者側は状況に、被害者側は加害者側に帰属させることを実証した (Chaikin & Darly, 1973:272)。また、ウォルスターやシェーバーは、自己奉仕的バイアスの一種である防衛的帰属により責任判断がゆがむことを実験により示した (Walster, 1966:77; Shaver, 1970:110)。責任判断はこうしたバイアスから自由ではないことを常に意識することが重要である。

7 小 括

ミラーは、加害行為に対する応報の目的として、被害者のセルフ・エスティームの回復と加害者の矯正の2つが特に大きいと述べている (Miller, 2001:540-541)。

無礼に扱われたり利益を不当に奪われることによる苦痛の大部分は、そのような行為が持つ自己概念にかかわる象徴的意味から生じる。加害者に対する応報は被害者の自己イメージを回復させる。不公正に対する応報に失敗することは、被害者の目からも、他者の目からも、被害者をさらにおとしめることなのである。怒りは単に無礼な態度に対する反応というだけではなく、そのような態度に対する積極的な挑戦でもあるので、ほんのわずかに道徳的な怒りを見せるだけでも、被害者のイメージを個人的にも社会的にも回復させることができる。したがって、怒りを公的に見せる場を持つということが重要となるのかもしれない。ホーガンとエムラーは、被害者の名誉を守るために多数の観衆の面前で是正を求めることが重要であると主張している (Hogan & Emler, 1980: 140-141)。加害者による悔悛の情の提示や謝罪が被害者の怒りの低減に

³² 帰属において、自分に都合のよいように判断をゆがめること。

有効であること（例えば、Obuchi, Kameda & Agarie, 1989; 山田, 2000 など）も、応報の最終的目的がセルフ・エスティームの回復であることを示唆しているだろう。さらに、ミラーがあげた、もう一つの目的である加害者の教育も、最終的には加害者の信念を変更させることでセルフ・エスティームを回復することができるということから、セルフ・エスティームの回復によって応報の公正が達成され、応報的反応が解消されるのではないかと考えられる。

引用文献

- Adams, J. S. (1965) Inequity in social exchange, in Berkowitz, L. (ed.) , *Advances in Experimental Social Psychology*, 2, NY: Academic Press: 267-299.
- 安藤清志・大坊郁夫・池田謙一 (1995) 『現代心理学入門 4 社会心理学』 岩波書店。
- アリストテレス (1992) 『弁論術』 (戸塚七郎訳) 岩波文庫。
- Averill, J. R. (1983) Studies on anger and aggression: Implications for theories of emotion, *American Psychologist*, 38:1145-1159.
- Bartol, C. R. & Bartol, A. M. (2004) *Psychology and Law: Theory, Research, and application*, 3rd ed., Wadsworth.
- Brockner, J. (1988) *Self-esteem at Work*, MC: Lexington.
- Bulman, R. J. & Wortman, C. B. (1977) Attributions of blame and coping in the “real world”: Severe accident victims react to their lot, *Journal of Personality and Social Psychology*, 35:351-363.
- Chaikin, A. L. & Darly, J. M. (1973) Victim or perpetrator?: Defensive attribution of responsibility and the need for order and justice, *Journal of Personality and Social Psychology*, 25:268-275.
- Clayton, S. D. (1992) The experience of injustice: Some characteristics and correlates, *Social Justice Research*, 5:71-91.
- Cohen, R. L. & Greenberg, J. (1982) The justice concept in social psychology, in Cohen, R. L. & Greenberg, J. (eds.) , *Equity and Justice in Social Behavior*, NY: Academic Press:1-41.
- Darley, J. & Pittman, T. S. (2003) The psychology of compensatory and retributive justice, *Personality and Social Psychology Review*, 7:324-336.
- Darley, J. & Schultz, T. (1990) Moral rules: Their content and acquisition, *Annual Review of Psychology*, 41:525-556.
- デュルケーム, E. (1971) 『社会分業論』 (田原音和訳) 青木書店 [Durkheim, E.,

- (1893) De la division du travail social-Etude sur l'organisation des sociétés supérieures, Paris, P.U.F.]。
- Eckhoff, T. (1974) *Justice: Its Determinants in Social Interaction*, Rotterdam Univ. Press.
- 遠藤辰雄・井上祥治・蘭千壽 (1992) 『セルフ・エスティームの心理学—自己価値の探求』 ナカニシヤ。
- 遠藤利彦 (1996) 「情動の生物学的基盤を問う」 土田昭司・竹村和久編 『対人行動学研究シリーズ 4 感情と行動・認知・生理 感情の社会心理学』 誠信書房:1-27。
- 遠藤由美 (1999) 「自尊感情を関係性からとらえ直す」 『実験社会心理学研究』 39:150-167。
- フェスティンガー, L. (1965) 『認知的不協和の理論 社会心理学序説』 誠信書房 [Festinger, L. (1957) *A theory of Cognitive Dissonance*, Row, Peterson and Company]。
- 古畑和孝編 (1994) 『社会心理学小辞典』 有斐閣。
- Hafer, C. L. & Olson, J. M. (1989) Beliefs in a just world and reactions to personal deprivation, *Journal of Personality*, 57:799-823.
- Hafer, C. L. & Olson, J. M. (1993) Beliefs in a just world, discontent, and assertive actions by working women, *Personality and Social Psychology Bulletin*, 19: 30-38.
- Hamilton, V. L. & Sanders, J. (1988) Punishment and the individual in the United States and Japan, *Law & Society Review*, 22:301-328.
- Hegtvedt, K. A. & Cook, K. S. (2000) Distributive justice: Recent theoretical developments and applications, in Sanders & Hamilton (eds.) , *Handbook of Justice Research in Law*, Kluwer Academic: 93-132.
- Heatherton, T. F. & Polivy, J. (1991) Development and validation of a scale for measuring state self-esteem, *Journal of Personality and Social Psychology*, 60: 895-910.
- ハイダー, F. (1978) 『対人関係の心理学』 (大橋正夫訳) 誠信書房 [Heider, F. (1958) *The Psychology of Interpersonal Relations*, Wiley]。
- Hogan, R. & Emler, N. P. (1981) Retributive justice, in Lerner, M. J. & Lerner, S. C. (eds.) , *The Justice Motive in Social Behavior*, NY: Plenum Press: 125-143.
- ホームズ, G. C. (1978) 『社会行動—その基本形態』 (橋本茂訳) 誠信書房 [Homans, G. C. (1961, 1974) *Social Behavior: Its Elementary Forms*, Harcourt Brace Jovanovich]。
- ジェームズ, W. (1992) 『心理学』 (上) (今田寛訳) 岩波文庫 [James, W. (1892) *Psychology, Briefer Course*]。

- Kagehiro, D. K. & Laufer, W. S. (1992) *Handbook of Psychology and Law*, Springer-Verlag.
- 唐沢かおり (1996) 「認知的感情理論—感情生起に関わる認知評価次元について」土田昭司・竹村和久編『対人行動学研究シリーズ4 感情と行動・認知・生理 感情の社会心理学』誠信書房:56-78。
- ケルゼン, H. (1975) 『正義とは何か』(宮崎繁樹他訳)木鐸社[Kelsen, H. (1957) *What is justice?: Justice, Law and Politics in the Mirror of Science: Collected Essays*, Berkeley: Univ. of California Press.]。
- Lazarus, R. S. (1991) *Emotion and Adaptation*, NY: Oxford university press.
- Leary, M. R. & Downs, D. L. (1995) Interpersonal functions of the self-esteem motive: The self-esteem system as a sociometer, in Kernis, M. (ed.), *Efficacy, Agency, and Self-esteem*, NY: Plenum Press: 123-144.
- Lerner, M. J. (1980) *The Belief in a Just World*, NY: Plenum Press.
- Lerner, M. J. (1981) The justice motive in human relations, in Lerner, M. J. & Lerner, S. C. (eds.), *Justice Motive in Social Behavior*, NY: Plenum Press: 11-35.
- Lerner, M. J. & Simmons, C. H. (1966) Observer's reaction to the "innocent victim": Compassion or rejection?, *Journal of Personality and Social Psychology*, 4: 203-210.
- Lind, E. A. & Tyler, T. R. (1988) *The Social Psychology of Procedural Justice*, NY: Plenum Press. [なお翻訳としてリンド・タイラー (1995) 『フェアネスと手続の社会心理学』(菅原郁夫・大淵憲一訳)ブレーン出版。]
- Luhtanen, R. & Crocker, J. (1992) A collective self-esteem scale: Self-evaluation of one's social identity, *Personality and Social Psychology Bulletin*, 18:302-318.
- マズロー, A. H. (1984) 『改訂新版 人間性の心理学 モチベーションとパーソナリティ』(小口忠彦訳)産能大学出版部 [Maslow, A. H. (1954) *Motivation and Personality*]。
- 松村良之 (1994) 「正義と公正」 棚瀬孝雄編『現代法社会学入門』法律文化社: 296-322。
- 松村良之 (2004) 「刑罰の社会心理学と犯罪被害者」『被害者学研究』 14:66-75。
- Mikula, G. (1993) On the experience of injustice, in Stroeve, W. & Hewstone, M. (eds.), *European Review of Social Psychology vol. 4*, NY: Wiley & Sons: 223-244.
- Miller, D. T. (2001) Disrespect and the experience of injustice, *Annual Review of Psychology*, 52:527-553.
- 宮澤浩一 (2000) 「被害者支援の意義」 瀬川晃編『講座被害者支援1 犯罪被害者支援の基礎』東京法令出版:1-40。
- Montada, L. (2002) Doing justice to the justice motive, in Ross, M. & Miller, D.

- T. (eds.), *The Justice Motive in Every Life*, United Kingdom: Cambridge: 41-62.
- 諸澤英道 (1999) 『被害者支援を創る』 岩波ブックレット No.489、岩波書店。
- 諸沢英道 (2004) 「犯罪被害者の視点から見た刑罰」『被害者学研究』14:60-65。
- Mruk, C. J. (1999) *Self-esteem: Research, Theory, and Practice* (2nd ed.) , NY: Springer.
- ノージック, R. (1997) 『考えることを考える』 (坂本百大訳) 青土社 [Nozick, R. (1981) *Philosophical Explanations*, Harvard Univ. Press.]。
- Ohbuchi, K., Kameda, M. & Agarie, N. (1989) Apology as aggression control: Its role in mediating appraisal of and response to harm, *Journal of Personality and Social Psychology*, 56:219-227.
- Oswald, M. E., Orth, U. & Hupfeld, J. (2003) Mikro- versus Makro-perspective der retributiven Gerechtigkeit, Strafziele und die Forderung nach Strafe, *Zeitschrift für Sozialpsychologie*, 34:227-241.
- Rosenberg, M. (1965) *Society and the Adolescent Self-image*, Princeton Univ. Press.
- Rosenberg, M. (1979) *Conceiving the Self*, NY: Basic Books.
- Saks, M. J. (1986) The law does not live by eyewitness testimony alone, *Law and Human Behavior*, 10:279-280.
- Sarat, A. & Vidmar, N. (1976) Public opinion, the death penalty, and the Eight Amendment: Testing the Marshall hypothesis, *Wisconsin Law Review*, 1976: 171-197.
- Schroth, H. A. & Shah, P. P. (2000) Procedures: Do we really want to know them? An examination of the effects of procedural justice on self-esteem, *Journal of Applied Psychology*, 85:462-471.
- 瀬川晃 (2000) 「被害者支援の歩み」瀬川晃編『講座被害者支援 1 犯罪被害者支援の基礎』東京法令出版:41-91。
- Shaver, K. G. (1970) Defensive attribution: Effects of severity and relevance on the responsibility assigned for an accident, *Journal of Personality and Social Psychology*, 14: 101-113.
- Shultz, T. R., Schleifer, M. & Altman, I. (1981) Judgments of causation, responsibility, and punishment in cases of harm-doing, *Canadian Journal of Behavioral Science*, 13:238-253.
- Skitka, L. J. & Crosby, F. J. (2003) Trends in the social psychological study of justice, *Personality and Social Psychology Review*, 7:282-285.
- 菅原郁夫 (1998) 『民事裁判心理学序説』信山社。
- 館有紀子・宇野善康 (2000) 「日本版状態セルフ・エスティーム尺度の検討」『2000年度日本社会心理学会第41回大会発表論文集』:206-207。

- 高橋則夫 (2000) 「被害者支援の在り方」 瀬川晃編 『講座被害者支援 1 犯罪被害者支援の基礎』 東京法令出版:253-287。
- 高橋則夫 (2003) 「法益の担い手としての犯罪被害者—修復的司法の視座—」 『修復的司法の探究』 成文堂:50-71。
- Thibaut, J. & Walker, L. (1975) *Procedural Justice : A Psychological Analysis*, NY: Wiley.
- Thomas, C. W. & Cage, R. J. (1976) Correlates of public attitudes toward legal sanctions, *International Journal of Criminology and Penology*, 4:239-255.
- 土田昭司 (1996) 「感情と社会的判断—意思決定と態度構造」 土田昭司・竹村和久編 『対人行動学研究シリーズ 4 感情と行動・認知・生理 感情の社会心理学』 誠信書房:103-126。
- Tyler, T. R. & Boeckmann, R. J. (1997) Three strikes and you are out, but why?: The psychology of public support for punishing rule breakers, *Law & Society Review*, 31:237-265.
- Tyler, T. M., Boeckmann, R. J., Smith, H. J. & Huo, Y. J. (1997) *Social Justice in a Diverse Society*, Westview Press [なお翻訳として、タイラー・ベックマン・スミス・ホー (2000) 『多元社会における正義と公正』 (大淵憲一、菅原郁夫監訳) プレーン出版]。
- Tyler, T. R. & Degoey, P. (1995) Collective restraint in social dilemmas: Procedural justice and social identification effects on support for authorities, *Journal of Personality and Social Psychology*, 69:482-497.
- Vermunt, R., van Knippenberg, D., van Knippenberg, B. & Blaauw, E. (2001) Self-esteem and outcome fairness: Differential importance of procedural and outcome considerations, *Journal of Applied Psychology*, 86:621-628.
- Vidmar, N. (1974) Retributive and utilitarian motives and other correlates of Canadian attitudes toward the death penalty, *The Canadian Psychologist*, 15: 337-356.
- Vidmar, N. (2000) Retribution and revenge, in Sanders, J. & Hamilton, V. L. (eds.) *Handbook of Justice Research in Law*, NY: Kluwer Academic/Plenum, 31-63.
- Vidmar, N. & Ellsworth, P. (1974) Public opinion and the death penalty, *Stanford Law Review*, 26:1245-1270.
- Vidmar, N. & Miller, D. T. (1980) Social psychological process underlying attitudes toward legal punishment, *Law & Society Review*, 14:565-602.
- Walster, E. (1966) Assignment of responsibility for an accident, *Journal of Personality and Social Psychology*, 3:73-79.
- Warr, M., Meier, R. F. & Erickson, M. L. (1983) Norms, theories of punishment,

and publicly preferred penalties for crimes, *The Sociological Quarterly*, 24: 75-91.

渡辺聡 (1994) 「日本語版集団自尊心尺度構成の試み」『社会心理学研究』 10: 104-113。

八木保樹 (1998) 「自尊心の社会心理学」『立命館文学』 555:100-180。

山田裕子 (2000) 「法的責任判断に与える謝罪の影響－認知者の立場の相違に着目したシナリオ実験を通して－」『法社会学』 53:195-209。

山田裕子 (2001) 「法的責任判断過程の社会心理学的分析－認知者の立場の相違が責任判断に与える影響－」『北大法学論集』 52:719-758。

山本真理子・松井豊・山成由紀子 (1982) 「認知された自己の諸側面の構造」『教育心理学研究』 30:64-68。

※本稿は、北海道大学に提出した博士（法学）論文（2004年6月30日授与）に加筆したものである。